



### 体内アルコール濃度に対する具体の運用方針に係る通達の制定及び 「運航規定審査要領細則」等の改正に関するパブリックコメント

国交省で開催されている「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」の中間とりまとめに対するパブリックコメントの募集において、1月23日に日乗連として下記の通り意見を提出しています。

**意見：**本邦航空運送事業者における操縦士の乗務前アルコール検知基準を、「検知された場合は乗務させない」ではなく、諸外国と同様、合理的な数値として示すこと。

**理由：**2018年12月25日の「操縦士の飲酒に関する基準について（中間とりまとめ）」の中で、操縦士の呼気中アルコール基準として0.09mg/Lを定める一方、本邦航空運送事業者に対し、「アルコールが検知された操縦士は乗務させないこと」と記載されています。

古来より日本人は醤油、味噌といった発酵食品を摂取しており、この製造過程でアルコールが発生すること、また、殺菌、保存のためアルコールを使用していることは広く知られています。更に、日本食調理の過程では料理酒やみりんといった、アルコールを含む調味料が一般的に使われています。私たち運航乗務員が海外で摂取する食品の中にも、ワインや紹興酒など、アルコールを含む調味料を使用したものが多数あり、アルコール摂取を完全に避けることは出来ません。現在、上記のような食品摂取に加え、アルコール検知器の誤差によってアルコール反応が発生する可能性があること、また検知器の保守管理状態などによって必ずしも正常にアルコール検査が実施されない懸念があります。

加えて、今回の「中間とりまとめ」では、「アルコールの影響下にある操縦士を運航に従事させない」ことだけに焦点が当てられ、時差や徹夜勤務、強いストレスに晒される操縦士の現場での疲労管理や睡眠管理、ストレスマネジメントなどについて言及されていません。

これらを踏まえ、医学的、科学的見地から適切な対応策を講じる必要があると考えます。

また、様々な要因によって基準値を超えてしまった操縦士であっても、適切な復帰プログラムにより再び運航に従事できるシステムの構築が急務であると考えます。米国には HIMS (Human Intervention Motivation Study) という、アルコールや薬物依存傾向がみられる操縦士を治療し、操縦士として復帰させるプログラムが存在します。このプログラムは、連邦航空局 (FAA)、米国定期航空操縦士協会 (ALPA International) および専門医療機関によって共同運営されており、同様のプログラムは欧州、豪州などにも存在することをお伝えします。

以上

